

京都市告示第 5 4 3号

道路法第 1 8 条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 4 年 1 月 2 6 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類            市 道  
供用開始の期日        告示の日  
路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	延 長	敷地の幅員
山科西野山緯 70号線	山科区栗栖野華ノ木町17番地の1地先から 同区西野山中臣町28番地の2地先まで	メートル 302.00	メートル 19.97 ~ 26.80
山科東野緯53 号線	山科区東野舞台町90番地の6地先から 同町90番地の12地先まで	23.00	22.92 ~ 23.02

(建設局土木管理部道路明示課)